

答 申 第 9 9 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会 答申

令和7年5月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

答 申

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 6 年 2 月 20 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「特定小学校におけるいじめ問題に関し、所管する市町教育委員会が三重県教育委員会に提出した報告書の中に、校長等へ事実確認や指導・注意を行ったことが分かる記録がなかったにもかかわらず、三重県教育委員会が事実の精査・確認をしなかったことがわかる記録」ほか 3 件の開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った令和 6 年 3 月 1 日付け公文書開示決定（一部不存在。以下「本決定」という。）について、取消しを求めるというものである。

3 本決定について

本請求では、4 件の異なる内容の開示請求を同一の請求書にて行っている。

審査請求人が審査請求の対象としているのは、4 件のうちの 1 件であり、当該請求に対しての決定は公文書不存在である。

4 審査請求の理由

審査請求書、意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

以前に県教育委員会に対し、「当事者への確認をした記録」を開示請求したが不存在であったため、今回は「確認しなかった記録」を請求したが、それも不存在とのことである。県教委が校長等への確認について、記録にしていけないのはあり得ない。記録にしていけないのなら、「記録にしなくてよいという決定をした文書」があるはずである。また、実施機関の職員が記録はある旨の発言をしていた。

県教育委員会では職員の不祥事や公文書の誤廃棄などが発生しており、信用できない。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

市町教育委員会の所管である小学校で発生したいじめ重大事態については、市町教育委員会が事実の精査・確認等を行っており、県教育委員会にその権限はなく、また、市町教育委員会に対して、実施した調査の報告書等を県教育委員会に提出するよう求めてもいない。審査請求人は、以前に「事実確認や指導・注意を行ったことが分かる記録」の公文書開示請求を行っているが、前述の理由から実施機関はそのような文書を保有しておらず、公文書不存在決定を行った。本請求では、「確認しなかった記録」の開示を求めているが、同様に保有しておらず、不存在とした。

また、審査請求人は「実施機関の職員が文書は存在する旨の発言をした」と主張しているが、これは当該職員の「市町教育委員会が三重県教育委員会に送付した、いじめ重大事態に関する発生報告書は存在する」との説明を、「当事者への事実の精査・確認を行った記録が存在する」と誤認しているものと思われる。なお、当該発生報告書については、以前に審査請求人から開示請求があり、すでに開示している。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本決定の妥当性について

審査請求人は当事者への確認に関する文書が不存在であることはあり得ないと主張するが、実施機関は、市町教育委員会が設置者である小学校で発生したいじめ重大事態については、県教育委員会に調査の権限はないと主張する。この点について、審査会で調査したところ、いじめ防止対策推進法第24条では、いじめの報告があった場合、学校の設置者が当該事案について必要な調査を行うものと規定されており、小学校については市町教育委員会に調査権限があるとの実施機関の説明に不自然・不合理な点はない。

このような考え方に立てば、審査請求人が「実施機関の職員が文書は存在する旨の発言をした」と主張している点について、当該職員の説明を誤認しているとする実施機関の説明にも不自然・不合理な点は認められない。

また、審査請求人は、「校長等への確認をした記録」を本請求以前に開示請求したが不存在であったため、「確認しなかった記録」を請求したと主張する。

三重県公文書等管理条例第4条並びに三重県公文書管理規程第15条において文書主義の原則が掲げられている。これは、県の諸活動における正確性の確保、責任の明確化等の観点や行政の適正かつ効率的な運営のため、実施機関における意思決定に係る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるようにする趣旨である。

そのため、本来実施すべきものを例外的に実施しなかった業務であれば文書化する必要はあるが、本件は実施機関に調査権限がない業務であるため、実施しなかったことについて記録を作成する必要はない。

したがって、該当文書は存在しないとする実施機関の決定は妥当である。

なお、審査請求人はその他種々主張するが、いずれも審査会の判断を左右するもので

はない。

(3) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 4 . 2 2	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 6 . 6 . 3	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 6 . 1 2 . 2 5	・ 書面審理 ・ 審議 (令和 6 年度第 9 回第 2 部会)
R 7 . 1 . 2 3	・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 6 年度第 10 回第 2 部会)
R 7 . 2 . 1 9	・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 審議 (令和 6 年度第 11 回第 2 部会)
R 7 . 3 . 2 4	・ 審議 (令和 6 年度第 12 回第 2 部会)
R 7 . 4 . 2 4	・ 審議 (令和 7 年度第 1 回第 2 部会)
R 7 . 5 . 2 8	・ 審議 ・ 答申 (令和 7 年度第 2 回第 2 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
会長職務代理者 (第一部会部会長)	川 本 一 子	弁護士
委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部准教授
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
※委 員	小 川 友 香	税理士
※委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
※委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。